

区政への主な意見と回答 令和4年3月分

3月にみなさまから寄せられた区政へのご意見・ご要望は38件でした。

そのうち、主なものを掲載します。

内容から個人が特定されるようなものは除いてあります。

※区からの回答は当時のものであるため、現在とは異なる場合があります。

お問い合わせ 区政相談課 電話 03-3312-2111 (代表)

1 コミュニティバスの運行時間について 令和4年3月1日受付

Q 「すぎ丸」のさくら路線を利用していますが、現在の運行時間の午前8時00分～午後7時00分を午前7時30分～午後7時30分に延長していただけないでしょうか。

通勤時間帯に利用できず、雨や雪の日に不便を感じています。

A 南北バス「すぎ丸」は、区内における高齢者、体の不自由な方、小さなお子様をお連れの方等の移動困難な方が身近な交通手段としてご利用いただくため、一律100円の運賃を設定し、平成12年11月に運行を開始しました。

すぎ丸は、区と民間バス事業者が協定を結び運行を行っていますが、運行経費が料金収入などを上回った差額は区が補助金として充てており、3路線において開通以来ほぼ毎年補助金を支出している状況です。

通勤時間帯における運行時間の延長については、利用者数や収支状況等を慎重に検討していますが、運転乗務員の確保など諸条件の課題も多く、現在のところご要望を実現することは難しいと考えています。

担当 都市整備部管理課

2 歩きたばこに関して 令和4年3月2日受付

Q 歩きたばこことポイ捨てに、毎日気が気ではありません。私の家が面する道路は、青梅街道から五日市街道の抜け道となっており、大通りまでの間に1本吸ってポイ捨てするのに絶好の道のように、毎日ポイ捨てされた吸い殻を見ます。空気が乾燥している時期なので、たばこのポイ捨ては火事になりかねません。また、子どもへの副流煙も気になります。

区の条例で歩きたばこが禁止されていることは知っていますが、取り締まりもなく、道路

に書かれていた歩きたばこ禁止の標記も消えかかっています。定期的に取り締まりをしていただくことはできないでしょうか。

A 区では、「杉並区生活安全及び環境美化に関する条例」により、人通りの多い JR 駅周辺など区内 6 地区を路上禁煙地区として指定しており、また、区内全域で歩行中の喫煙と、吸い殻のポイ捨てをしないよう定めています。

この喫煙ルールを浸透させるために、区職員による巡回指導に加え、警備会社との委託契約により年末年始を除く毎週月曜日から土曜日までの間、路上禁煙地区及び要望・相談等が寄せられた地域の巡回指導を行っています。

巡回指導は、限られた要員で区内全域を行っているため、目が行き届かないところもあるかと思いますが、指導員の配置等、態勢を工夫し対応に努めていきます。

担当 環境課

3 中央図書館の座席利用 令和 4 年 3 月 3 日受付

Q 中央図書館の座席が、学習者でほとんど満席になってしまうので、調査のために本を借り、座ってスムーズに作業をすることができません。

閲覧者用の席を用意するか、学習者の席利用を制限または廃止してください。図書館は塾ではありません。

A 中央図書館では、一昨年のリニューアルオープン以降、利用者の皆さまには好評をいただいておりますが、それに伴い利用者数が増加しています。特に、土曜・日曜や祝日には、開館前から入口に利用者の列ができることもあり、午前中にはすべての閲覧席が埋まってしまいう状況にあります。

中央図書館の利用については、区民への生涯学習の場の提供という図書館に求められている重要な役割から、学習スペースとしてもご利用いただいております。そのため、利用者は、図書の閲覧や学習などの目的を問わず、すべての閲覧席の利用が可能です。

学習者の席利用の制限や廃止は考えていませんが、荷物による席の専有などへの注意も含めて、適切な利用を促すため 1 日 3 回の館内放送を行っています。

今後は、より多くの来館者の方に閲覧席を利用いただけるよう、他自治体の図書館で導入されている閲覧席の事前予約システムなどの改善策の検討を進めていきます。

担当 中央図書館

4 一部の図書館のみの休館延長について 令和4年3月7日受付

Q 新型コロナウイルスによる保健所業務の職員応援体制を継続するために、一部の図書館のみ2カ月間にわたって休館をしていますが、これはその図書館の利用者に図書館サービスの提供を受けさせないという負担を強いています。

一部の図書館の休館を続けるのではなく、持ち回りで図書館を変えて休館するなど、全利用者に負担を分散するような配慮をお願いします。

A この度の地域図書館3館（柿木・高円寺・西荻）の休館延長については、利用者の皆さまにご不便をおかけし大変申し訳ございません。

新型コロナウイルスの区内感染者の増加により、保健所業務に応援職員を派遣する必要から、地域図書館3館（柿木・高円寺・西荻）の休館期間は、当初の予定を延長し、現時点では令和4年3月21日までとしています。

区内の区立図書館13館では、窓口業務を委託している中央図書館と、区が直接運営している休館中の3館を除き、他の9館はすべて民間の事業者を指定管理者と定めて、館の運営及び管理を行っていますので、保健所の業務を行なえる職員はいません。

現在、休館中の3館については、ご予約いただいた図書資料の貸し出しと返却業務のみ継続していますが、結果として一部の地域図書館の利用者の皆さまにご負担をお願いすることとなり、重ねてお詫びいたします。

今後も、新型コロナウイルスの区内感染者数の状況により、保健所応援体制を確保するため3館から職員を派遣して、区民の皆さまの安全・安心に寄与できるようにしていきますが、図書館としましては、一日も早い3館の再開と利用者の皆さまにお会いできる日を心待ちにしています。図書館利用者の皆さまには、引き続きご迷惑とご不便をおかけしますが、ご理解とご協力をお願いします。

担当 中央図書館

5 保育園内における課外授業廃止措置について 令和4年3月10日受付

Q 区内の認可保育園に子どもを通わせている保護者です。

先日、保育園で説明会があり、監査の結果、来年度から正課の体育活動及び課外授業のスポーツクラブの廃止が決定した、との説明がありました。

認可保育園のサービス内容に差が出てはならないため、保育時間内に有料の課外授業は行えないということでしたが、提携しているスポーツクラブは課外授業契約の無い保育園では正課の体育活動の指導もできないということで、今年度で契約終了となってしまふとの

ことでした。

しかしながら、通常保育の中で正課として体育活動が行われることは、スポーツクラブを利用してない園児にとって専門家の指導を受けることができる機会となり、大きなメリットになっていると思います。課外授業が認められないことを理由に、正課の保育内容が変更になったり、幼児期の2年間という長い期間指導に当たってくれた先生と園児が突然引き離されることで、園児の心の負担を増やすことは、サービスに差が出ることに以上でデメリットとなるのではないのでしょうか。

杉並区内の認可保育園の中には、現在でも有料の課外授業を取り入れている保育園が存在しており、監査が入って発覚したか、していないかだけで受けられるサービスに差が出てしまうことの方が問題なのではないのでしょうか。

杉並区以外では有料プログラムを取り入れている市区町村も多くあり、杉並区で認められていない理由に納得ができません。どうしても課外授業が認められないということであれば、納得のできる説明をお願いします。

A 各保育園では、国の保育所保育指針等に基づき、それぞれの保育園職員や運営事業者の創意工夫を生かし、充実した保育を実施しています。その一環として、園児の皆さんが様々な活動に取り組めるよう、外部講師によるプログラム等（以下「プログラム等」とします）を実施している園もあると承知しています。

こうしたプログラム等について、区では以下のような実施形態による場合は適切でないと考えています。

- ・ 預かり時間内で行われるにもかかわらず、保育園の管理外として実施する、あるいは管理責任下にあるとしながら管理責任を負う保育士が立ち会わない。
- ・ 保育事業の実施に必要な運営費を区から給付されているにもかかわらず、保護者に追加の金銭負担を求める。
- ・ 金銭負担を条件とし、園児全員の参加を保証しない。

多くの保育園では、園の保育を充実させるためにプログラム等が必要かつ有効であるとの判断に基づき、園の管理責任下で園による費用負担により、これを実施していただきおり、区はそれを禁じているものではありません。

しかし、お尋ねの園については、区による指摘を受けて園として検討を行った結果、管理責任を負い、かつ費用負担をして行うほどの必要性や有効性は認められないとの園自らの判断に基づき、当プログラムを終了することとしたものと承知しています。

なお、ご意見・ご要望の中に「課外」「正課」という文言がありましたが、これは園もしくは提携事業者が独自に用いている概念であり、区としては預かり時間内に行われるプログラム等であれば全て上記の考え方に基づいて実施形態の妥当性を判断すべきものと考えています。「課外」「正課」という区別は認められませんので、当然に「課外」であれば保護

者負担を求めて良いとはなりません。

区はプログラム等の実施自体を否定するものではなく、その実施形態の適正化を求めたものであり、その上で園自らの判断として、園の金銭面及び労力面での負担との兼ね合いで、終了を決定したものと承知しています。

担当 保育課

6 オンライン会議用貸し出し端末の利用状況に関する情報提供のお願い

令和4年3月16日受付

Q オンラインを活用した会議・面談等のための専用端末の各課の利用状況について、情報を提供してもらいましたが、令和3年4月から7月の期間は、小学校や児童館における当該端末の利用は限定的に見えます。一方で、新型コロナの影響で保護者会を対面で開催できないなど、保護者からの相談が制約を受けています。

これまで、区でどのような「研究」がされてきたのかを説明してください。特に、教育や保育などの現場と保護者との情報交換について、現状と課題を教えてください。

A 情報政策課が各課へ貸し出しを行うオンライン会議用端末の50台については、現在毎日、40台前後の利用があり、多くの会議や面談等の業務に活用されているものと認識しています。また、各課からの要望等を適宜踏まえながら、当該端末の利便性向上に努めており、令和3年6月頃からは、会議等に利用する資料等についても、映像や音声と同時に共有できるよう改善を行ったところです。

デジタル化の推進を図っていくためには、オンライン会議等の必要性を十分に認識しており、今後も各課の要望等へ可能な限り対応できるように努め、業務の効率化や区民サービスの向上に繋げていきたいと考えています。

なお、オンライン会議等の開催の是非については、各課において、その会議等の性質等を踏まえながら、判断されているものと考えています。

次に、区立小中学校では、令和3年度より区立小中学校に通う全児童・生徒に対し、タブレット端末を配布し、活用を進めています。不登校や新型コロナウイルス感染症による学級閉鎖等の際には、オンラインでの授業配信や課題のやりとり等、学びの保障に向けた環境が整っています。

また、オンラインを活用して、保護者会や個人面談等の実施、出欠の確認、文書の配布も可能となっています。

今後も、学校や地域の実情に応じて、オンラインを有効に活用しながら教育活動を進めていきます。

最後に、区立保育園では、保護者会等について、新型コロナウイルス感染症拡大防止対策を徹底しながら、可能な限り対面で行ってきました。

面談についても、保護者と保育園職員が直接顔を合わせて行うことにより、保護者やお子様の状況や微妙な変化を観察・把握し、きめ細かいフォローをしていけるものと考え、対面で行ってきました。

今後につきましては、杉並区デジタル化推進計画において、令和6年度までに区立保育園のデジタル化を実施することとしており、その中でオンラインの活用についても、現場の意見も聞きながら考えていきます。

担当 情報政策課／済美教育センター／保育課

7 不登校の中学生の特例校の開設について 令和4年3月22日受付

Q 3学期から、近くに住む中学1年生の孫が、中学校へ行かなくなり、家にこもるようになりました。原因は不明です。聞くところでは、小学生も含めて、かなりの子どもたちが不登校になっているようで、とても案じています。

新聞で、世田谷区が「不登校の中学生の特例校を開設する」という記事を読みました。8050問題も深刻さを増す中、子どもたちに救いの手が差し伸べられることを願っています。杉並区でも、ぜひ早急に取り組んでください。

A 杉並区では、状況に応じて支援は異なり、児童・生徒一人ひとりの状況に応じた支援が必要であるという考えのもと、誰もが安心して学び続ける環境を整えています。

具体的な不登校対策としては、学習や体験活動等を通して、社会的自立につながる支援を行う「さざんかステップアップ教室」を区内に4室開設しており、小中学生合わせて約160名が在籍しています。また、不登校支援をはじめとした教育相談機能の充実を図るため、心理や福祉分野の専門員、不登校支援アドバイザー等による相談体制も確立しています。不登校特例校の設置については、他自治体の視察等を進め、今後検討していきたいと考えています。

引き続き、全ての児童・生徒が安心して教育を受けることができるとともに、学校における環境の確保や一人ひとりに応じた支援が行き届くよう努めていきます。

担当 済美教育センター

8 小学生の通学時間について 令和4年3月24日受付

Q 通勤で区立小学校の前を通りますが、小学校に向かう小学生が横に4列から6列になり登校しています。雨の日は傘でさらに幅をとるため、駅から荻窪方面に向かう人々は、広い歩道にも関わらず1列になって通勤等しています。小学生も人にぶつかったり、傘が人にあたるなどの光景も見られます。

このような状態の歩道を自転車がスピードを出して通り抜けようとするのがあり、しばしば人とぶつかりそうになってとても危険です。

登下校時刻に警備員やシルバー人材センターの人員等を配置し、通行の安全を確保していただくことはできないでしょうか。

このままでは、いつか重大な事故が起きてしまうのではないかと危惧しています。子どもたちを守ることに繋がりますので、ご検討ください。

A 道路における安全の確保については、小学校内への不審者の侵入や犯罪の発生から児童を守ることを目的として、登下校時に校門に警備員を配置しています。また、児童が安全に登下校することを目的として、通学路の中で特に事故の発生が危惧される交差点等に指導員を配置しています。

鉄道の駅周辺の道路については、登下校を行う児童のほか、通勤や通学で駅を利用する方が多く、ご意見の通り、歩行者や自転車による事故の発生には特に注意を要する必要があると認識しています。歩道上での事故防止に向けた効果的な方策について、学校と協議を進めていきます。

学校における交通安全指導については、安全な集団歩行の仕方など、全校朝会や学年・学級指導を通して行っています。

ご指摘のような現状を踏まえ、児童が自ら危険な状況に気づき、安全な行動をとることができるよう、より一層の指導の徹底を図っていきます。

担当 教育委員会事務局庶務課／済美教育センター

9 高井戸の桜並木について 令和4年3月28日受付

Q 高井戸にある神田川沿いの桜並木を切ったのはなぜですか。剪定するにしても程度があります。この桜並木は、高井戸地域の自慢です。もう少しやりようがあったのではないのでしょうか。桜並木をこよなく愛していた者からすると大切な宝物をなくした感じです。高井戸地域にとっては大きな損失です。

A 神田川の桜の木は、毎年倒木や大枝の折れが発生している状況です。昨年5月には、みすぎ橋下流で大枝が折れ、また高井戸駅付近でも枝折れが発生していますが、幸いにも大きな事故にいたっていません。加えて、河川内への枝折れは、洪水の発生原因となることがあります。

区としては、倒木を防ぎ安全な河川通路の確保、水害対策及び桜の木を延命するため、樹木に対する知識を持った技術者の助言をもと、樹形を整える剪定を行いました。

歩行者等の安全確保について、ご理解とご協力をよろしくお願いします。

担当 杉並土木事務所

10 中学校ごとの評点格差解消のお願い 令和4年3月29日受付

Q 中学校進学前の子を持つ保護者です。学習補助のために複数の学習塾に相談したところ、いずれの塾からも杉並区の中学校は評点を低くつける傾向にある、と説明を受けました。例えば、試験で高得点を取っても5段階評価で3になった例があったと聞きました。

学校の成績は、試験結果の他に学習態度等も含まれると承知しています。単純な比較はできないと思いますが、中学校間の格差をなくすなどの検討をしていただきたいです。また、杉並区は総じて評点が低いと認識されていることも知っていただきたいです。

住んでいる場所によって、高校受験が不利になるような評価方針は変えていただきたいです。優れた子が正しく評価されて杉並区から巣立ち、将来杉並区に住みたいと思ってもらえる地域づくりをしていただきたいです。

A 区立中学校における学習評価（評価・評定）については、学習指導要領や国が作成している評価に係る資料等を基に、妥当性・信頼性のある評価に努めています。

また、学習指導要領の目標に準拠した評価の客観性・信頼性を確保するために、成績一覧表の調査を行い、区立中学校及び東京都内の中学校第3学年の評価が適正に実施されていることを検証しています。

今後も、児童生徒や保護者の皆様のご意見を真摯に受け止め、適切に対応していきます。

担当 済美教育センター